

犬を飼つて いる方へ

最近、犬の放し飼いや犬のふんに対する苦情が増加しています。特に犬の飼い主は、犬に運動させたりするときには、ふんの処理をきちんとしてください。

また、犬の飼い主には「高知県大による危害防止条例」に基づき次の事柄が義務付けられていますので注意してください。

- 犬の飼い主は、その飼い犬を入れて飼わなければなりません。また、運動をさせるときも綱、鎖等でつなぎ人に危害を加える丈夫な綱、鎖等でつなぐか大havenに入れなくてはなりません。（けい留の義務）
- 人に危害を加える性癖のある飼い犬は、口輪を取り付けるなど必要な措置をとらなければなりません。また、飼い犬により公園、道路等の公共施設及び他の財産を汚したり、損傷したときは、直ちに汚物の処理やその他必要な措置をとらなければなりません。（遵守義務）
- 飼い犬が不要となつたときは、毎月一度不要犬の引き取りは、毎月一度不要犬の引き取り

をしていますので保健所か市役所へお尋ねください。飼い犬を捨てることは禁止されています。（捨て犬の禁止）

※野犬等でお困りの方は、野犬等の捕獲器をお貸ししますので生活環境課まで申し込んでください。

【南国市衛生委員連合会】
【生活環境課】

狂犬病予防注射 犬の登録

のお知らせ

「狂犬病予防法」により、犬

を飼っている方は毎年一回犬の登録をしなければなりません。また、年一回の予防注射を受けなければなりません。

四月に定期集合注射を行いますが、登録・注射ができないか

なります。ご都合のよい場所に必ず時間内においてください。

■実施日 五月二十八日(日)

■実施場所・時間

○市役所北側駐車場：午前九時十九時四十分

○稲生地区公民館：午前十時十分十九時四十分

○日章地区公民館：午前十一時十一時三十分

○岡豊支所 午後一時一時三十分

○長岡東部公民館 午後一時五十分二時三十分

■料金 登録料一千百円、注射料一千五百円

【生活環境課】

電話（不法自動車電話）や不法

度化が進むなかでハイパワー市民ラジオ、不法アマチュア局のほか最近では、不法コードレス

電波法では、無線設備を利用して通信を行う場合、郵政大臣の免許を受けなければならないことになっています。

しかし、電波利用の普及、高

度化が進むなかでハイパワー市

民ラジオ、不法アマチュア局の

混信妨害がありましたら四国電

気通信監理局（0899-5051）へご相談ください。

電波法違反

防止専門

パーソナル無線等が出回り、これら不法無線局による放送受信障害、無線通信への混信妨害等が依然多く発生しています。

郵政省では六月一日から十日までを「電波法違反防止専門」として、取り締まりの強化等に

より不法無線局の一掃を図ります。

テレビ、ラジオの受信障害、

度化が進むなかでハイパワー市

民ラジオ、不法アマチュア局の

混信妨害がありましたら四国電

気通信監理局（0899-5051）へご相談ください。

【南国市選挙管理委員会】

表面

裏面

